

○新発田市広告掲載要綱

平成19年4月3日

告示第84号

改正 平成22年6月30日告示第170号

平成23年6月29日告示第194号

平成25年4月11日告示第147号

平成26年3月24日告示第93号

平成27年3月26日告示第95号

令和4年3月8日告示第62号

新発田市広告掲載要綱を次のように定め、平成19年4月1日から実施した。

(趣旨)

第1条 この要綱は、新発田市が自主財源の強化のために、民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 新発田市が管理するもののうち、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告の範囲等)

第3条 広告は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、掲載することができる。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (5) その他市長が広告掲載として適当でないと認めたもの

2 広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該広告主の広告は掲載しない。広告掲載中において、当該各号のいずれかに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成19年新発田市告示第90号）に基づく指名停止又は入札参加資格取消しの措置を受けているもの
- (2) 新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）に規定する暴力団若しくは暴力団員（以下「暴力団員等」という。）である場合又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中のもの
- (4) 市税を滞納しているもの
- (5) その他市長が広告主とすることが適当でないと認めたもの

3 前2項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告等の基準は、別に定めるものとする。

（令和4告示62・一部改正）

（広告の規格等）

第4条 広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体を所管する課等において別に定めるものとする。

（広告の募集方法等）

第5条 広告の募集方法及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、当該広告媒体を所管する課等において別に定めるものとする。

（広告掲載の決定等）

第6条 広告の掲載の優先順位及び可否の決定等に係る事項については、その性質に応じて、当該広告媒体を所管する課等において別に定めるものとする。

（広告掲載料の納入）

第7条 広告主は、掲載決定後、市長が指定する期日までに、市の発行する納入通知書により広告掲載料を一括納入するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（広告審査委員会）

第8条 広告の掲載に関し疑義が生じた場合、その掲載の可否を審査するため、新発田市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員長は財務課長を、委員は総務課長、みらい創造課長、健康推進課長、商工振興課長、下水道課長及び教育総務課長をもって充てる。
- 3 審査会の会議は、委員長が招集し、議事は、出席委員の過半数をもって決定する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 5 特に緊急を要するため、審査会の会議を招集する時間的余裕がないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。
- 6 審査会の庶務は、財務課において処理する。

(平成22告示170・平成23告示194・平成25告示147・平成26告示93・平成27告示95・一部改正)

(広告主の責務)

第9条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に当たり、第三者の権利を侵害する行為、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告代理店への業務委託)

第10条 市長は、広告の募集、広告の作成等の業務を広告代理店に委託することができる。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号に該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき。

(2) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(3) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第12条 広告掲載料は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、還付することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(「広報しばた」有料広告掲載取扱要綱の廃止等)

1 「広報しばた」有料広告掲載取扱要綱(平成18年新発田市告示第134号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

2 この要綱の実施の日前に旧要綱の規定に基づき掲載の申込みを受けた広告の取扱いについては、なお従前の例による。

前 文(平成22年告示第170号)抄

平成22年4月1日から実施した。

前 文(平成23年告示第194号)抄

平成23年5月1日から実施した。

前 文（平成25年告示第147号）抄
平成25年4月1日から実施した。

前 文（平成26年告示第93号）抄
平成26年4月1日から実施する。

前 文（平成27年告示第95号）抄
平成27年4月1日から実施する。

前 文（令和4年告示第62号）抄
令和4年4月1日から実施する。